

令和4年4月28日  
(第3回臨時会)

# 美瑛町議会議案

## 議 案 目 次

議案第 1 号	美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部 改正について	-----	1～ 2
議案第 2 号	美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の 一部改正について	-----	3
議案第 3 号	美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条 例の一部改正について	-----	4
議案第 4 号	美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正に ついて	-----	5～ 6
議案第 5 号	美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償 に関する条例の一部改正について	-----	7
議案第 6 号	専決処分について	-----	8～ 29
議案第 7 号	専決処分について	-----	30～ 36
議案第 8 号	専決処分について	-----	37～ 43
議案第 9 号	専決処分について	-----	44～ 50
議案第 10 号	専決処分について	-----	51～ 57
議案第 11 号	専決処分について	-----	58～ 60
議案第 12 号	専決処分について	-----	61～ 63
議案第 13 号	専決処分について	-----	64～ 66
議案第 14 号	令和 4 年度美瑛町一般会計補正予算（第 1 号）について	-----	67～ 72
議案第 15 号	請負契約の締結について	-----	73
議案第 16 号	財産の取得について	-----	74

## 議案第1号

### 美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年4月28日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

#### 美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町職員の育児休業等に関する条例（平成4年美瑛町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア（イ）を同号ア（ア）とし、同号ア（ウ）を同号ア（イ）とする。

第19条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

## 議案第 2 号

### 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 4 月 2 8 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

### 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 3 7 年美瑛町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「1 0 0 分の 2 2 2 . 5」を「1 0 0 分の 2 1 5」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、改正後の美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例第 2 条第 4 項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和 3 年 1 2 月に支給された期末手当の額に、同月 1 日（同日前 1 箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）において、2 2 2 . 5 分の 1 5 を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

## 議案第3号

美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年4月28日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する  
条例

美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和37年美瑛町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例第2条第4項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）において、222.5分の15を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

議案第4号

美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について

美瑛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年4月28日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町職員の給与に関する条例（昭和37年美瑛町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の美瑛町職員の給与に関する条例第19条第2項（同条第3項の規定に読み替えて適用する場合を含む。）及び美瑛町職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第19条第4項及び第5項又は第22条第1項から第3項まで若しくは第5項、美瑛町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成16年美瑛町条例第1号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月

以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員  
127.5分の15
- (2) 再任用職員 72.5分の10



議案第5号

美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部  
改正について

美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例を次のとおり制定する。

令和4年4月28日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例

美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年美瑛町  
条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の適用除外）

10 第14条及び第24条の規定にかかわらず、美瑛町職員の給与に関する  
条例の一部を改正する条例（令和4年美瑛町条例第 号）附則第2項の規定  
は、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

専決処分について

令和3年度美瑛町の一般会計補正予算については、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年4月28日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

専決処分日 令和4年3月31日

令和3年度 美瑛町一般会計補正予算（第11号）について

令和3年度美瑛町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130,200千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,022,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年3月31日 専決

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		160,144	71,248	231,392
	1 地方揮発油譲与税	36,400	16,977	53,377
	2 自動車重量譲与税	98,000	54,615	152,615
	3 森林環境譲与税	25,744	△344	25,400
3 利子割交付金		1,000	△345	655
	1 利子割交付金	1,000	△345	655
4 配当割交付金		1,500	1,883	3,383
	1 配当割交付金	1,500	1,883	3,383
5 株式等譲渡所得割交付金		500	3,639	4,139
	1 株式等譲渡所得割交付金	500	3,639	4,139
6 法人事業税交付金		5,000	7,072	12,072
	1 法人事業税交付金	5,000	7,072	12,072
7 地方消費税交付金		200,000	48,668	248,668
	1 地方消費税交付金	200,000	48,668	248,668
8 環境性能割交付金		15,000	△701	14,299
	1 環境性能割交付金	15,000	△701	14,299
9 地方特例交付金		6,000	41,878	47,878
	1 地方特例交付金	6,000	3,559	9,559
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	38,319	38,319
10 地方交付税		5,102,201	161,099	5,263,300
	1 地方交付税	5,102,201	161,099	5,263,300
11 交通安全対策特別交付金		1,500	213	1,713
	1 交通安全対策特別交付金	1,500	213	1,713
13 使用料及び手数料		228,038	2,033	230,071
	1 使用料	193,327	2,033	195,360
14 国庫支出金		1,262,550	2,009	1,264,559
	1 国庫負担金	417,221	△4,655	412,566
	2 国庫補助金	823,671	6,664	830,335
15 道支出金		878,873	△2,376	876,497
	1 道負担金	266,006	△1,139	264,867
	2 道補助金	595,176	△1,237	593,939
16 財産収入		58,489	152	58,641
	1 財産運用収入	46,706	2	46,708
	2 財産売払収入	11,783	150	11,933
17 寄附金		240,109	25,847	265,956
	1 寄附金	240,109	25,847	265,956
18 繰入金		362,690	△262,520	100,170
	1 繰入金	362,690	△262,520	100,170

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 諸収入		235,862	31,201	267,063
	4 受託事業収入	12,189	△894	11,295
	5 雑入	123,671	32,095	155,766
21 町債		797,986	△800	797,186
	1 町債	797,986	△800	797,186
歳入	合計	10,892,700	130,200	11,022,900

## 2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,801,357	△4,983	1,796,374
	1 総務管理費	1,758,513	△4,983	1,753,530
3 民生費		1,410,303	△4,937	1,405,366
	1 社会福祉費	822,728	△3,662	819,066
	2 児童福祉費	587,575	△1,275	586,300
6 農林水産業費		933,469	△6,150	927,319
	1 農業費	636,863	△6,150	630,713
7 商工費		721,968	△7,917	714,051
	1 商工費	586,224	△8,428	577,796
	2 文化スポーツ振興費	135,744	511	136,255
8 土木費		1,410,588	10,968	1,421,556
	2 道路橋梁費	1,047,780	10,625	1,058,405
	4 都市計画費	302,084	343	302,427
10 教育費		547,110	△2,200	544,910
	1 教育総務費	243,265	△2,200	241,065
12 諸支出金		797,860	145,419	943,279
	1 普通財産取得費	254,853	136,910	391,763
	2 公営企業費	543,007	8,509	551,516
歳出	合計	10,892,700	130,200	11,022,900

## 第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	地域情報通信基盤管理運営事業	2,408
		移住定住促進民間賃貸住宅家賃助成事業	698
3. 民生費	1. 社会福祉総務費	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業	17,247
7. 商工費	1. 商工費	電子地域通貨運営事業	8,634
合 計			28,987

### 第 3 表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	変 更 前				変 更 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
辺地対策事業 旭美瑛線道路整備事業 (43,000)	247,100	証書借入券 又は証券 発行	3.0%以 内	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの による。ただ し、町財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は線上 償還もしくは 低利に借換え することができる。	246,800 (42,700)	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
過疎対策事業 橋梁維持修繕事業 スクールバス整備事業 (ソフト分) 地域活性化推進事業 (ソフト分) 子育て支援事業 (ソフト分) 高齢者等福祉支援事業 (ソフト分) 児童等福祉支援事業 (ソフト分) 学校給食支援事業 (ソフト分) 商工業振興事業 (ソフト分) 道路維持対策事業	243,700 (27,100) (4,000) (10,300) (9,300) (10,100) (26,500) (44,300) (3,800) (24,000)	証書借入券 又は証券 発行	3.0%以 内	〃	243,300 (26,900) (3,800) (10,200) (8,100) (6,400) (30,500) (41,900) (7,400) (23,800)	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
緊急自然災害防止対策事業 白金美瑛線道路改修事業	72,000 (72,000)	証書借入券 又は証券 発行	3.0%以 内	〃	71,900 (71,900)	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
合 計	797,986				797,186			

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
2		地方譲与税	160,144	71,248	231,392
	1	地方揮発油譲与税	36,400	16,977	53,377
		1	地方揮発油譲与税	36,400	16,977
	2	自動車重量譲与税	98,000	54,615	152,615
		1	自動車重量譲与税	98,000	54,615
	3	森林環境譲与税	25,744	△344	25,400
1		森林環境譲与税	25,744	△344	25,400
3		利子割交付金	1,000	△345	655
	1	利子割交付金	1,000	△345	655
		1	利子割交付金	1,000	△345
4		配当割交付金	1,500	1,883	3,383
	1	配当割交付金	1,500	1,883	3,383
		1	配当割交付金	1,500	1,883
5		株式等譲渡所得割交付金	500	3,639	4,139
	1	株式等譲渡所得割交付金	500	3,639	4,139
		1	株式等譲渡所得割交付金	500	3,639
6		法人事業税交付金	5,000	7,072	12,072
	1	法人事業税交付金	5,000	7,072	12,072
		1	法人事業税交付金	5,000	7,072
7		地方消費税交付金	200,000	48,668	248,668
	1	地方消費税交付金	200,000	48,668	248,668
		1	地方消費税交付金	200,000	48,668
8		環境性能割交付金	15,000	△701	14,299
	1	環境性能割交付金	15,000	△701	14,299
		1	環境性能割交付金	15,000	△701

節		説 明	
区 分	金 額		
1 地方揮発油譲与税	16,977	1 地方揮発油譲与税	
1 自動車重量譲与税	54,615	1 自動車重量譲与税	
1 森林環境譲与税	△344	1 森林環境譲与税	
1 利子割交付金	△345	1 利子割交付金	
1 配当割交付金	1,883	1 配当割交付金	
1 株式等譲渡所得割交付金	3,639	1 株式等譲渡所得割交付金	
1 法人事業税交付金	7,072	1 法人事業税交付金	
1 地方消費税交付金	48,668	1 地方消費税交付金	48,668
		(1) 地方消費税交付金	(7,960)
		(2) 地方消費税交付金 (社会保障対策)	(40,708)
1 環境性能割交付金	△701	1 環境性能割交付金	

(一般会計)



(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
9		地方特例交付金	6,000	41,878	47,878
	1	地方特例交付金	6,000	3,559	9,559
	1	地方特例交付金	6,000	3,559	9,559
	2	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	38,319	38,319
	1	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	38,319	38,319
10		地方交付税	5,102,201	161,099	5,263,300
	1	地方交付税	5,102,201	161,099	5,263,300
	1	地方交付税	5,102,201	161,099	5,263,300
11		交通安全対策特別交付金	1,500	213	1,713
	1	交通安全対策特別交付金	1,500	213	1,713
	1	交通安全対策特別交付金	1,500	213	1,713
13		使用料及び手数料	228,038	2,033	230,071
	1	使 用 料	193,327	2,033	195,360
	4	商工使用料	76,461	2,033	78,494
14		国庫支出金	1,262,550	2,009	1,264,559
	1	国庫負担金	417,221	△4,655	412,566
	1	民生費負担金	379,284	△4,655	374,629
	2	国庫補助金	823,671	6,664	830,335
	1	総務費補助金	147,308	5,610	152,918
	4	土木費補助金	310,348	1,976	312,324
	7	商工費補助金	3,389	△922	2,467
15		道支出金	878,873	△2,376	876,497
	1	道負担金	266,006	△1,139	264,867
	1	民生費負担金	176,103	△1,139	174,964
	2	道補助金	595,176	△1,237	593,939
	5	商工費補助金	32,725	△1,237	31,488

(一般会計)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方特例交付金	3,559	1 地方特例交付金
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	38,319	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金
1 地方交付税	161,099	1 特別交付税
1 交通安全対策特別交付金	213	1 交通安全対策特別交付金
1 商工使用料	2,033	1 青い池駐車場使用料
2 児童福祉費負担金	△4,655	1 児童手当負担金
1 総務管理費補助金	5,610	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
2 道路橋梁費補助金	1,976	1 除雪対策事業交付金
1 文化スポーツ振興費補助金	△922	1 地方スポーツ振興費補助金
2 児童福祉費負担金	△1,139	1 児童手当負担金
1 商工費補助金	△1,237	1 北海道消費者行政推進事業補助金

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
16		財産収入	58,489	152	58,641
	1	財産運用収入	46,706	2	46,708
	2	利子及び配当金	1,487	2	1,489
	2	財産売払収入	11,783	150	11,933
	2	物品売払収入	1	150	151
17		寄 附 金	240,109	25,847	265,956
	1	寄 附 金	240,109	25,847	265,956
	1	寄 附 金	240,109	25,847	265,956
18		繰 入 金	362,690	△262,520	100,170
	1	繰 入 金	362,690	△262,520	100,170
	1	繰 入 金	362,690	△262,520	100,170
20		諸 収 入	235,862	31,201	267,063
	4	受託事業収入	12,189	△894	11,295
	2	農林水産業費受託事業収入	7,757	△894	6,863
	5	雑 入	123,671	32,095	155,766
	4	雑 入	123,668	32,095	155,763
21		町 債	797,986	△800	797,186
	1	町 債	797,986	△800	797,186
	1	総務債	19,600	△1,300	18,300
	2	民生債	10,100	△3,700	6,400
	3	衛生債	34,300	4,000	38,300
	4	商工債	3,800	3,600	7,400
	5	土木債	438,100	△800	437,300
	6	教育債	64,900	△2,600	62,300

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 利子及び配当金	2	1 公共施設等整備基金運用利子	3
		2 財政調整基金運用利子	2
		3 減債基金運用利子	1
		4 人づくり育成基金運用利子	1
		5 森林環境譲与税基金運用利子	△5
1 物品売払収入	150	1 物品売払収入	
1 寄 附 金	25,847	1 まちづくり寄附金	
1 繰 入 金	△262,520	1 公共施設等整備基金繰入金	△159,293
		2 福祉基金繰入金	△82,427
		3 農業振興基金繰入金	△12,500
		4 丘のまちびえいまちづくり基金繰入金	△4,348
		5 人づくり育成基金繰入金	△3,952
1 農業費受託事業収入	△894	1 草地畜産基盤整備事業受託金	
2 雑 入	32,095	1 B e コインチャージ金	32,138
		2 その他雑入	△43
1 総務管理債	△1,300	1 総務管理債	△1,300
		(1)過疎対策(ソフト分)地域活性化推進事業債	(△100)
		(2)過疎対策(ソフト分)子育て支援事業債	(△1,200)
1 社会福祉債	△3,700	1 社会福祉債	
		(1)過疎対策(ソフト分)高齢者等福祉支援事業債	
1 保健衛生債	4,000	1 保健衛生債	
		(1)過疎対策(ソフト分)児童等福祉支援事業債	
1 商 工 債	3,600	1 商工債	
		(1)過疎対策(ソフト分)商工業振興事業債	
1 道路橋梁債	△800	1 道路橋梁債	△800
		(1)辺地対策 旭美瑛線道路整備事業債	(△300)
		(2)過疎対策 橋梁維持修繕事業債	(△200)
		(3)過疎対策(ソフト分)道路維持対策事業債	(△200)
		(4)緊急自然災害 白金美瑛線道路改修事業債	(△100)
1 教育総務債	△2,600	1 教育総務債	△2,600
		(1)過疎対策(ソフト分)学校給食支援事業債	(△2,400)
		(2)過疎対策 スクールバス整備事業債	(△200)

- 19 -

- 18 -

(歳出)

(単位：千円)

2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		総務費	1,801,357	△4,983	1,796,374	3,021	△8,004
		総務管理費	1,758,513	△4,983	1,753,530	3,021	△8,004
	6	情報管理費	72,576	0	72,576	繰入金 △2,500	2,500
	7	地域振興費	102,495	△2,618	99,877	国庫支出金 539 繰入金 △3,569	412
	8	移住対策費	75,771	0	75,771	国庫支出金 10,451	△10,451
	11	災害対策費	21,814	△488	21,326	繰入金 △600	112
	13	諸 費	194,884	△1,877	193,007	地方債 △1,300	△577

(一般会計)

節		区 分	金 額	説 明
1	報 酬		△404	1 みんなで歩むまちづくり (1)まちづくり委員会事業 △2,618 △458
7	報 償 費		△240	1 審議会等委員報酬 7 謝礼(補) (△216) (△240)
8	旅 費		△306	10 食糧費 (2)自然環境保全・景観審議会事業 (△2) △239
10	需 用 費		△2	1 審議会等委員報酬 8 委員等旅費 (△188) (△51)
12	委 託 料		△1,320	(3)日本で最も美しい村推進事業 18 補助金(補) △346 (△201)
18	負担金補助 及び交付金		△346	18 諸団体及び諸会議負担金 (△145) (4)まちづくり共有ビジョン策定事業 8 委員等旅費 △1,575 (△255) 12 業務委託(事) (△1,320)
18	負担金補助 及び交付金		△488	1 安全・安心なまちづくり △488 (1)自主防災組織推進事業 18 負担金(補) (△124) 18 補助金(補) (△364)
7	報 償 費		△1,208	1 まちを動かす人づくり △1,877 (1)美瑛高等学校教育環境振興補助事業 △669 (△669)
18	負担金補助 及び交付金		△669	18 補助金(補) (△669) (2)丘のまちびえいすくすくサポート事業 7 報償(物) △1,208 (△1,208)

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		民生費	1,410,303	△4,937	1,405,366	△20,672	15,735
	1	社会福祉費	822,728	△3,662	819,066	△16,127	12,465
		1 社会福祉総務費	194,000	△3,662	190,338	地方債 △3,700 繰入金 △2,627	2,665
		2 高齢者福祉費	43,892	0	43,892	繰入金 △9,800	9,800
	2	児童福祉費	587,575	△1,275	586,300	△4,545	3,270
		1 児童福祉総務費	356,752	△1,275	355,477	国庫支出金 △2,946 道支出金 △1,139 繰入金 △60	2,870
		2 保育所費	172,722	0	172,722	繰入金 △400	400
4		衛生費	1,097,659	0	1,097,659	△5,845	5,845
	1	保健衛生費	828,475	0	828,475	△5,845	5,845
		5 医療扶助費	54,724	0	54,724	地方債 4,000	△4,000
		7 墓地管理費	10,908	0	10,908	繰入金 △9,845	9,845
6		農林水産業費	933,469	△6,150	927,319	△13,394	7,244
	1	農業費	636,863	△6,150	630,713	△13,394	7,244
		2 農業振興費	585,049	△4,304	580,745		△4,304
		3 畜産業費	38,561	△1,846	36,715	繰入金 △12,500 諸収入 △894	11,548

(一般会計)

節	区	分	金額	説	明
13	使用料及び	賃借料	△3,662	1 ともに支え合うまちづくり (1)福祉ハイヤー借上事業 13 賃借料 (扶)	△3,662 △3,662 (△3,662)
19	扶 助 費		△1,275	1 ともに支え合うまちづくり (1)児童手当支給事業 19 扶助費	△1,275 △1,275 (△1,275)
18	負担金補助 及び交付金		△3,900	1 足腰の強い産業づくり (1)農業研修施設事業特別会計繰出金 27 繰出金	△4,304 △404 (△404)
27	繰 出 金		△404	(2)農福連携事業 18 補助金 (補) (3)美瑛小麦推進事業 18 補助金 (補)	△892 (△892) △3,008 (△3,008)
12	委 託 料		△1,846	1 足腰の強い産業づくり (1)草地畜産基盤整備事業 12 整備・事業委託 (事)	△1,846 △1,846 (△1,846)

(単位：千円)

7	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		商 工 費	721,968	△7,917	714,051	△91,848	83,931
		商 工 費	586,224	△8,428	577,796	△90,926	82,498
	1	商工総務費	2,959	0	2,959	道支出金 △1,237	1,237
	2	商工業振興費	328,505	△9,974	318,531	国庫支出金 △7,089 地方債 3,600 繰入金 △70,319 諸収入 32,138	31,696
	3	観 光 費	152,096	1,546	153,642	使用料 2,161	△615
	4	交流促進施設費	55,079	0	55,079	繰入金 △48,400	48,400
	5	ビルケの森費	17,328	0	17,328	使用料 △128	128
	6	交流推進費	4,118	0	4,118	繰入金 △1,652	1,652
	2	文化スポーツ振興費	135,744	511	136,255	△922	1,433
	6	保健体育総務費	3,692	511	4,203		511
	8	イベント推進費	12,698	0	12,698	国庫支出金 △922	922

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
18	負担金補助及び交付金	△9,974	1 足腰の強い産業づくり (1)美瑛町中小企業者等振興補助事業 18 補助金(補) (△318) (2)電子地域通貨運営事業 18 負担金(補) (32,138) 18 補助金(補) (△41,794)
27	繰 出 金	1,546	1 足腰の強い産業づくり (1)白金泉源事業特別会計繰出金 27 繰出金 (1,546)
18	負担金補助及び交付金	511	1 まちを動かす人づくり (1)町民スキーリフト助成事業 18 補助金(補) (511)

(単位：千円)

8	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	土木費	1,410,588	10,968	1,421,556	△32,670	43,638
2	道路橋梁費	1,047,780	10,625	1,058,405	1,176	9,449
1	道路維持修繕費	84,298	0	84,298	地方債 △200	200
2	道路新設改良費	600,902	△300	600,602	地方債 △400	100
3	橋梁維持修繕費	95,800	0	95,800	地方債 △200	200
4	除雪対策費	213,697	10,925	224,622	国庫支出金 1,976	8,949
4	都市計画費	302,084	343	302,427	△33,846	34,189
1	街路事業費	13,255	0	13,255	繰入金 △13,255	13,255
2	公共下水道費	180,356	343	180,699		343
3	公園費	108,473	0	108,473	繰入金 △20,591	20,591
10	教育費	547,110	△2,200	544,910	△45,532	43,332
1	教育総務費	243,265	△2,200	241,065	△2,450	250
3	学校給食費	94,874	△2,200	92,674	地方債 △2,400	200
5	通学自動車運行費	63,438	0	63,438	地方債 △200 財産収入 150	50
2	小学校費	153,671	0	153,671	△2,838	2,838
1	学校管理費	124,840	0	124,840	繰入金 △2,838	2,838
3	中学校費	116,103	0	116,103	△40,244	40,244
1	学校管理費	90,864	0	90,864	繰入金 △38,544	38,544
2	教育振興費	25,239	0	25,239	繰入金 △1,700	1,700

(一般会計)

節		説 明
区 分	金 額	
14	工事請負費	△300
		1 安全・安心なまちづくり (1)旭美瑛線道路改良舗装事業 14 整備工事(事)
		△300 △300 (△300)
12	委託料	10,925
		1 安全・安心なまちづくり (1)除雪対策事業 12 整備・事業委託(維)
		10,925 10,925 (10,925)
27	繰出金	343
		1 安全・安心なまちづくり (1)公共下水道事業特別会計繰出金 27 繰出金
		343 343 (343)
18	負担金補助及び交付金	△2,200
		1 まちを動かす人づくり (1)学校給食管理運営事業 18 交付金(補)
		△2,200 △2,200 (△2,200)

- 27 -

- 26 -

(単位：千円)

12	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		諸支出金	797,860	145,419	943,279	2,529	142,890
		普通財産取得費	254,853	136,910	391,763	25,849	111,061
	1	公共施設等整備基金費	116	111,408	111,524	財産収入 3	111,405
	2	財政調整基金費	2	2	4	財産収入 2	
	3	減債基金費	6	1	7	財産収入 1	
	6	人づくり育成基金費	9	1	10	財産収入 1	
	8	森林環境譲与税基金費	25,753	△349	25,404	財産収入 △5	△344
	9	丘のまちびえいまちづくり基金費	228,863	25,847	254,710	寄附金 25,847	
	2	公営企業費	543,007	8,509	551,516	△23,320	31,829
	1	上水道事業補助金	31,087	8,509	39,596		8,509
	3	病院事業負担金	31,920	0	31,920	繰入金 △23,320	23,320

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
24 積立金	111,408	1 みんなで歩むまちづくり (1)公共施設等整備基金の運用管理事業 24 積立金(積)	111,408 111,408 (111,408)
24 積立金	2	1 みんなで歩むまちづくり (1)財政調整基金の運用管理事業 24 積立金(積)	2 2 (2)
24 積立金	1	1 みんなで歩むまちづくり (1)減債基金の運用管理事業 24 積立金(積)	1 1 (1)
24 積立金	1	1 みんなで歩むまちづくり (1)人づくり育成基金の運用管理事業 24 積立金(積)	1 1 (1)
24 積立金	△349	1 みんなで歩むまちづくり (1)森林環境譲与税基金の運用管理事業 24 積立金(積)	△349 △349 (△349)
24 積立金	25,847	1 みんなで歩むまちづくり (1)丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業 24 積立金(積)	25,847 25,847 (25,847)
18 負担金補助及び交付金	8,509	1 安全・安心なまちづくり (1)上水道事業補助事業 18 補助金(補)	8,509 8,509 (8,509)

- 29 -

- 28 -

議案第7号

専決処分について

令和3年度美瑛町の農業研修施設事業特別会計補正予算については、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年4月28日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

専決処分日 令和4年3月31日



令和3年度 美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算（第2号）  
について

令和3年度美瑛町の農業研修施設事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ404千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,132千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月31日 専決

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		18,750	△404	18,346
	1 一般会計繰入金	18,749	△404	18,345
歳入合計		31,536	△404	31,132

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業研修施設費		31,034	△404	30,630
	1 施設管理費	31,034	△404	30,630
歳出合計		31,536	△404	31,132

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
3		繰入金	18,750	△404	18,346
	1	一般会計繰入金	18,749	△404	18,345
		1 一般会計繰入金	18,749	△404	18,345

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	△404	1 農業技術研修センター管理運営事業繰入金 △94 2 農業担い手研修センター管理運営事業繰入金 △310

(農業研修施設事業特別会計)

(歳 出)

(単位：千円)

1	1	1	農業研修施設費	31,034	△404	30,630	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			施設管理費	31,034	△404	30,630	△404	
		1	農業技術研修センター管理費	20,396	△94	20,302	繰入金 △94	
		2	農業担い手研修センター管理費	10,638	△310	10,328	繰入金 △310	

(農業研修施設事業特別会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委託料	△94	1 足腰の強い産業づくり (1) 農業技術研修センター管理運営事業 12 指定管理者委託	△94 △94 (△94)
12 委託料	△310	1 足腰の強い産業づくり (1) 農業担い手研修センター管理運営事業 12 指定管理者委託	△310 △310 (△310)

議案第8号

専決処分について

令和3年度美瑛町の水力発電事業特別会計補正予算については、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年4月28日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

専決処分日 令和4年3月31日

令和3年度 美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第4号）に  
ついて

令和3年度美瑛町の水力発電事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,114千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70,676千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月31日 専決

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 発電事業収入		34,581	△920	33,661
	1 発電事業収入	34,581	△920	33,661
2 繰入金		38,207	△1,201	37,006
	1 繰入金	38,207	△1,201	37,006
3 諸収入		2	7	9
	2 雑入	1	7	8
歳 入 合 計		72,790	△2,114	70,676

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		6,832	△42	6,790
	1 総務管理費	6,832	△42	6,790
2 発電施設費		65,857	△1,972	63,885
	1 施設管理費	65,857	△1,972	63,885
4 予備費		100	△100	0
	1 予備費	100	△100	0
歳 出 合 計		72,790	△2,114	70,676

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
1		発電事業収入	34,581	△920	33,661
	1	発電事業収入	34,581	△920	33,661
		1 発電電力収入	34,581	△920	33,661
2		繰入金	38,207	△1,201	37,006
	1	繰入金	38,207	△1,201	37,006
		1 基金繰入金	38,207	△1,201	37,006
3		諸収入	2	7	9
	2	雑入	1	7	8
		1 雑入	1	7	8

節		区 分	金 額	説 明
		1 発電売上収入	△920	1 発電売上収入
		1 基金繰入金	△1,201	1 基金繰入金
		1 雑入	7	1 雑入

(水力発電事業特別会計)



(歳出)

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1	1	総務費	6,832	△42	6,790		△42
		総務管理費	6,832	△42	6,790		△42
		一般管理費	6,832	△42	6,790		△42
2	1	発電施設費	65,857	△1,972	63,885	△1,201	△771
		施設管理費	65,857	△1,972	63,885	△1,201	△771
		発電事業管理費	65,857	△1,972	63,885	繰入金 △1,201	△771
4	1	予備費	100	△100	0		△100
		予備費	100	△100	0		△100
		予備費	100	△100	0		△100

(水力発電事業特別会計)

区	分	金額	説明	
			金額	説明
4	共	△19	1	足腰の強い産業づくり △23
8	旅	△23	(1)	発電施設一般管理事業 △23
			8	職員旅費 (△23)
			2	みんなで歩むまちづくり △19
			(1)	職員共済費 △19
			4	共済費 (△19)
1	報	△17	1	足腰の強い産業づくり △1,972
3	職	△6	(1)	発電施設施設管理事業 △1,320
4	共	△28	1	会計年度任用職員報酬 (△17)
8	旅	△83	3	会計年度任用職員手当 (△6)
10	需	△1,121	4	会計年度任用職員社会保険料 (△28)
11	役	△65	8	費用弁償 (△83)
14	工	△652	10	燃料費(物) (△25)
			10	光熱水費(物) (△922)
			10	修繕料(維) (△174)
			11	通信運搬費(物) (△63)
			11	保険料(補) (△2)
			(2)	白金ダム頭首工被害復旧事業 △652
			14	修繕補修工事(事) (△652)

議案第9号

専決処分について

令和3年度美瑛町の白金泉源事業特別会計補正予算については、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年4月28日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

専決処分日 令和4年3月31日

令和3年度 美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第4号）に  
ついて

令和3年度美瑛町の白金泉源事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定め  
るところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正  
後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月31日 専決

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 泉源使用料		7,106	△1,546	5,560
	1 使用料	7,106	△1,546	5,560
3 繰入金		16,922	1,546	18,468
	1 繰入金	16,922	1,546	18,468
歳入合計		25,862	0	25,862

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
2		泉源使用料	7,106	△1,546	5,560
	1	使用料	7,106	△1,546	5,560
	1	使用料	7,106	△1,546	5,560
3		繰入金	16,922	1,546	18,468
	1	繰入金	16,922	1,546	18,468
	2	一般会計繰入金	16,922	1,546	18,468

節		説 明
区 分	金 額	
1 使用料	△1,546	1 使用料
1 一般会計繰入金	1,546	1 一般会計繰入金

(白金泉源事業特別会計)

(歳出)

(単位：千円)

2	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			泉源施設費	22,034	0	22,034	1,546	△1,546
			泉源管理費	22,034	0	22,034	1,546	△1,546
			泉源管理費	22,034	0	22,034	繰入金 1,546	△1,546

(白金泉源事業特別会計)

節		説 明
区 分	金 額	

議案第10号

専決処分について

令和3年度美瑛町の公共下水道事業特別会計補正予算については、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年4月28日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

専決処分日 令和4年3月31日

令和 3 年度 美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）  
について

令和 3 年度美瑛町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 3 月 3 1 日 専決

美瑛町長 角 和 浩 幸



第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		91,752	△343	91,409
	1 使用料	91,484	△343	91,141
4 繰入金		180,356	343	180,699
	1 繰入金	180,356	343	180,699
歳入合計		315,063	0	315,063

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
2		使用料及び手数料	91,752	△343	91,409
	1	使用料	91,484	△343	91,141
	1	使用料	91,484	△343	91,141
4		繰入金	180,356	343	180,699
	1	繰入金	180,356	343	180,699
	1	一般会計繰入金	180,356	343	180,699

節		区 分	金 額	説 明
		1 現年度分	△343	1 現年度分
		1 一般会計繰入金	343	1 終末処理場管理費繰入金

(公共下水道事業特別会計)

(歳出)

(単位：千円)

1	1	1	下水道事業費	171,153	0	171,153	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
							343	△343
	1		下水道管理費	150,913	0	150,913	343	△343
		2	終末処理場管理費	91,072	0	91,072	繰入金 343	△343

(公共下水道事業特別会計)

節		説明
区分	金額	

議案第 1 1 号

専決処分について

令和 3 年度美瑛町の水道事業会計補正予算については、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 4 月 2 8 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

専決処分日 令和 4 年 3 月 3 1 日

令和3年度 美瑛町水道事業会計補正予算（第6号）について

第1条 令和3年度美瑛町水道事業会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度美瑛町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		( 計 )
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 水道事業収益	302,162 千円		302,162 千円
第1項 営業収益	224,602 千円	△6,509 千円	218,093 千円
第2項 営業外収益	77,558 千円	6,509 千円	84,067 千円

第3条 予算第8条本文中補助金の額「33,087千円」を「39,596千円」に改める。

令和4年3月31日 専決

美瑛町長 角 和 浩 幸

# 令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算説明

## 収益的収入

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 水道事業収益				302,162	0	302,162	
	1. 営業収益			224,602	△ 6,509	218,093	
		1. 給水収益		222,126	△ 6,509	215,617	
			水道使用料	222,126	△ 6,509	215,617	水道使用料減免に伴う減
	2. 営業外収益			77,558	6,509	84,067	
		4. 他会計補助金		5,597	6,509	12,106	
			一般会計補助金	5,597	6,509	12,106	水道使用料減免分繰入に伴う増

議案第12号

専決処分について

令和4年度美瑛町の水道事業会計補正予算については、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年4月28日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

専決処分日 令和4年4月8日

令和4年度 美瑛町水道事業会計補正予算（第1号）について

第1条 令和4年度美瑛町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度美瑛町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		( 計 )
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 水道事業費用	306,724 千円	4,598 千円	311,322 千円
第3項 特別損失	7 千円	4,598 千円	4,605 千円

令和4年4月8日 専決

美瑛町長 角 和 浩 幸



# 令和4年度美瑛町水道事業会計補正予算説明

## 収 益 的 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 水道事業費用				306,724	4,598	311,322		
	3. 特別損失			7	4,598	4,605		
		1. 過年度損益修正損			6	4,598		4,604
				過年度損益修正損		6		4,598

議案第13号

専決処分について

令和4年度美瑛町の水道事業会計補正予算については、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年4月28日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

専決処分日 令和4年4月18日

令和4年度 美瑛町水道事業会計補正予算（第2号）について

第1条 令和4年度美瑛町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度美瑛町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		( 計 )
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 水道事業費用	311,322 千円	770 千円	312,092 千円
第1項 営業費用	294,320 千円	770 千円	295,090 千円

令和4年4月18日 専決

美瑛町長 角 和 浩 幸

# 令和4年度美瑛町水道事業会計補正予算説明

## 収 益 的 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 水道事業費用				311,322	770	312,092	
	1. 営業費用			294,320	770	295,090	
		2. 配水及び給水費		33,911	770	34,681	
			委 託 料	340	770	1,110	緊急漏水調査業務委託

議案第14号

令和4年度 美瑛町一般会計補正予算（第1号）について

令和4年度美瑛町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63,700千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,445,700千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年4月28日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		809,998	60,800	870,798
	2 国庫補助金	467,847	60,800	528,647
19 繰越金		20,000	2,900	22,900
	1 繰越金	20,000	2,900	22,900
歳 入 合 計		10,382,000	63,700	10,445,700

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,688,987	58,000	1,746,987
	1 総務管理費	1,636,453	58,000	1,694,453
3 民生費		1,008,733	3,994	1,012,727
	1 社会福祉費	568,888	3,994	572,882
4 衛生費		1,355,017	1,706	1,356,723
	1 保健衛生費	1,071,359	1,706	1,073,065
歳 出 合 計		10,382,000	63,700	10,445,700

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
14		国庫支出金	809,998	60,800	870,798
	2	国庫補助金	467,847	60,800	528,647
	1	総務費補助金	19,640	59,094	78,734
	3	衛生費補助金	23,261	1,706	24,967
19		繰越金	20,000	2,900	22,900
	1	繰越金	20,000	2,900	22,900
	1	繰越金	20,000	2,900	22,900

節		説 明	
区 分	金 額		
1	59,094	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	15,594
		2 デジタル田園都市国家構想推進交付金	43,500
1	1,706	1 疾病予防対策事業費等補助金	
1	2,900	1 前年度繰越金	

(一般会計)

(歳出)

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2		総務費	1,688,987	58,000	1,746,987	55,100	2,900
	1	総務管理費	1,636,453	58,000	1,694,453	55,100	2,900
		7 地域振興費	128,542	58,000	186,542	国庫支出金 55,100	2,900
3		民生費	1,008,733	3,994	1,012,727	3,994	
	1	社会福祉費	568,888	3,994	572,882	3,994	
		1 社会福祉総務費	40,061	3,994	44,055	国庫支出金 3,994	
4		衛生費	1,355,017	1,706	1,356,723	1,706	
	1	保健衛生費	1,071,359	1,706	1,073,065	1,706	
		3 予防費	78,880	1,706	80,586	国庫支出金 1,706	

(一般会計)

節	区分	金額	説明		
			説明	金額	
	18	負担金補助及び交付金	58,000	1 みんなで歩むまちづくり (1)デジタル田園都市国家構想推進交付金事業 18 交付金(事)	58,000 58,000 (58,000)
	1	報酬	1,477	1 とともに支え合うまちづくり (1)新型コロナ療養支援事業	3,994 3,994
	3	職員手当等	202	1 会計年度任用職員報酬	(1,477)
	4	共済費	298	3 会計年度任用職員手当	(202)
	4	共済費	298	4 会計年度任用職員社会保険料	(298)
	10	需用費	2,017	10 消耗品費(事)	(2,017)
	10	需用費	181	1 とともに支え合うまちづくり (1)新型コロナウイルスワクチン接種事業	1,706 1,706
	11	役務費	840	10 印刷製本費(事)	(181)
	11	役務費	840	11 通信運搬費(事)	(840)
	12	委託料	685	12 業務委託(事)	(685)



議案第15号

請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年4月28日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

工事名	契約の方法	契約金額	契 約 先
泉源井新設工事 その1	指名競争入札 による落札	円 88,000,000	旭川市4条西2丁目1番12号 大地コンサルタント 株式会社 代表取締役社長 千葉 新次

(参考資料)

工事内容	工 期	そ の 他
泉源掘削、ケーシング設置、検層・揚湯試験、成分分析 各一式	自 本契約の翌日 至 令和4年11月30日	入札指名業者名 1. 大地コンサルタント(株) 2. 日北試錐工業(株) 第1回目落札(落札率93.6%)

議案第16号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年4月28日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

取得財産	契約の方法	契約金額	契 約 先
除雪ドーザ 1台	指名競争入 札による落 札	円 28,050,000	旭川市永山3条11丁目2番5号 コマツカスタマーサポート 株式会社 北海道カンパニー旭川支店 支店長 山崎 信宏

(参考資料)

取得目的	規格・形式・納期	そ の 他
町道の除排 雪	除雪ドーザ（13t級） マルチプラウ（汎用） カプラ（ワンタッチ）  納期 令和5年2月20日	入札指名業者名 1. コマツカスタマーサポート(株) 北 海道カンパニー旭川支店 2. 日立建機日本(株) 旭川営業所 3. 北海道川崎建機(株) 旭川支店 第1回目落札（落札率78.6%）

## 発議第1号

美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正  
について

美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第112条及び美瑛町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年4月28日

提出者 議員 桑 谷 覺  
賛成者 議員 大 坪 正 明  
賛成者 議員 野 村 祐 司

### 提案理由

令和3年8月の人事院勧告における給与勧告に準拠し、美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものである。

美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年美瑛町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の美瑛町議会の議員の報

酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に議員の職を離れた者にあつては、当該職を離れた日）において、 $222.5$ 分の $15$ を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。